

国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会 ワーキングチームによるヒアリング



令和6年10月18日
福島市（中核市市長会 会長市）

●中核市における業務の執行方法やシステムの特徴について

一般的に人口規模が大きい自治体は対象業務のコア業務に付随するパッケージソフトが対応していない業務であっても、処理件数の膨大さから独自のシステム化が必要となることが多くあります。

中核市として一定の人口規模を有する本市においても国民健康保険における高額療養費等支給システムなど様々な独自システムがあります。

●令和6年度共通化の対象候補案の選定結果やそのプロセスについて

福島市においては、共通化対象候補案のうち20業務に密接に関連する業務のシステムについては、その多くが既にシステム導入されています。

これら導入済みのシステムについては、標準化に伴う情報連携(住民・税情報等)の対応を令和7年度中に行う必要があります。

このため、これらのシステムは標準化に伴う対応を行ったうえで、共通化について検討を行うこととなります。

また、「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づく「令和6年度共通化の対象候補案」に係る意見照会等、丁寧に進めていただきありがとうございます。

前述のとおり、人口規模の大きい自治体については独自の課題が生じることも想定されますので、中核市から提出された意見等についても丁寧に吸い上げていただければと思います。

●共通化推進方針案作成に対する留意事項等について

共通化によるメリットは多くの自治体が利用することで最大化するものだと思いますので、既に独自のシステムを導入している自治体についても、共通化によるメリットを享受できるよう取組を進めていただければと思います。

また、20業務に密接に関連する業務のシステムについては標準化に伴う対応を行う必要がありますので、共通化に関する財政支援がある場合には、長期の支援をお願いいたします。

前述どおり同じ基礎自治体でも人口規模等によりバックヤードの業務の在り様や業務負担度は様々でありますので、自治体の意見を丁寧に聞きながら、自治体の業務執行に十分に配慮した制度設計、過度な負担とならないスケジュール設定をもって進めることをお願いいたします。

本会としても、検討過程において、国から意見照会等の要請があった場合は協力いたします。